

## 類聚國史に就いて

坂本 太郎

類聚國史が二百卷の書物であることは、西宮記卷十や、菅原陳經撰する所の菅家御傳記や、本朝書籍目録以下の書の記す所でもあり、又現存類聚國史の卷にも第百九十九卷があるから、何等疑なきことといはねばならない。併し周知の如く二百卷の全部は今日に傳はつて居ない。之を最近の新訂増補國史大系本に見るも、現在卷の形をして傳へられてゐるものは僅に六十二卷である。類聚國史は六國史の記事を卷次に従つて神祇帝王以下の部に分類彙集したものであるから、多くの卷數の缺佚してゐることは即ち分類部名をも不明ならしめることになり、これは類聚國史の性質を考究する場合における重大な障碍と考へられる。そこでまづこの不明なる卷次篇目を明かにすること、少くとも明かにすべく試みることに、類聚國史の考究に當つては最初に着手せらるべき點であると思ふ。

さて不明なる卷次篇目を推定する方法としては、第一には現存の卷そのものの考察から行はれる。類聚國史の各卷は卷の初に卷の順位を記し、次に何部の第何番に當るかを記し、次にその細目を記す

例になつてゐるから、この部の順位を基にして缺佚してゐる卷の部名を知ることが出来る。たとへば卷第二十五は帝王部五であるから、缺佚してゐる卷第二十一以下第二十四迄が帝王部の一二三四と推せらるゝ如くである。これによつて不明なる卷の内容は屢々明かにされるが、部を本位として考へれば、現存部の範圍を確かにするだけで、新しい部名を知ることにはならない。次には類聚國史の本文に加へられた註記から缺佚してゐる部名を知ることが出来る。即ち六國史の一箇の記事には、類聚國史の分類の立場からは之を二箇所以上の部に收める必要のあるものがある。その場合類聚國史は一の部に簡單に之を擧げ、他の部に詳しく之を收め、前者の文の終に分注として「事具某々部」と記してゐる。この某々部は勿論現存の部である場合もあるが、又缺佚の部であることも少くない。ここに今日に傳はらざる部の存在を知ることが出来るが、只この某々部は卷の名に相當する大きな部名である場合も、又その下の細目の部名である場合もあつて、その判定は困難であり、且つ卷次との關係の全く不明である憾みを免れ難い。

第三には古書に引かれた類聚國史より之を推することが出来る。これもこの問題に役立つ爲には類聚國史の卷次部名、少くとも卷次だけでも明記して引用してゐることが必要であるが、さういふ例は必ずしも多くはない。醍醐三寶院所藏の祈雨日記に「類聚國史卷第百七十災異部四旱祈雨附之」とした引用は、宛も缺佚の部分に當つて、最も理想的なこの種の例であるが、これは早く黑板勝美先生が發見

せられて經濟雜誌社本類聚國史に收められた所であり、今日ではこの卷は現存卷として取扱つてゐる。外にこの種の例を二三擧げて見るに、應永二年に唐招提寺で開板せられた古記の集録の中に「類聚國史卷第百八十八佛道部十五」として鑿真物化の一條が引用せられてゐる。この卷も缺佚の卷であるが、その次の卷百八十九は存在して、「僧卒下」の部とせられ、仁壽元年より仁和二年に至る間の記事が見え、又その前の卷百八十七も現存して「入道」以下の細目が見えるから、卷百八十八が「僧卒上」であるべきは明白であり、この材料は祈雨日記の如く全く未知な部名を増すことにはならない。

次には上宮太子拾遺記卷二佛法破滅事の條に「國史百七十四曰、十四年秋八月己亥、天皇病彌甚崩于大殿」の文が見える。國史百七十四は類聚國史であること明白であるが、その卷百七十四は缺佚の卷であり、佛道部第一に當る卷である。而してここに引かれたものは敏達天皇崩御の條であり、書紀にはこの文の前に、馬子が三寶の力によつて疾を癒さんことを奏して許され、三尼を請じ新たに精舍を作つたこと等の文がある。又聖德太子平氏傳雜勘文上三の小墾田宮事の條には「日本紀第十九卷云、欽明天皇十三年冬十月、物部大連尾輿、中臣連鎌子同奏曰、方今改拜蕃神、恐致國神之怒、天皇曰宜付情願人稻目宿禰試令禮拜、大臣跪受而忻悅、安置小墾田家、勲修出世業爲因、淨捨向原家爲寺」と記し、後に「國史百七十四卷全同日本紀」の註記がある。これによれば、ここに引かれた文は又類聚國史卷百七十四の文でもあつたと解すべきであつて、之を先の上宮太子拾遺記のそれと相共

に考へれば、類聚國史卷百七十四は佛道部一として、佛教傳來の經緯、蘇我物部二氏の確執などが録せられてゐたものの如くである。只遺憾乍らその細目の名を何と稱したかは不明である。

小野宮年中行事の二月四日祈年祭の條には、「類聚國史第七十四云」として「弘仁十一年二月丁丑、停釋奠、定巾丁、緣當祈年祭可忌三牲也」の引用がある。類聚國史卷七十四は現存し、歳時部五に當り、九月九日、天長節、冬至、大饗等の細目が見え、ここに引かれた文は存在しない。そこで一應現在の卷七十四には脱漏なきやが疑はれるが、歳時部全體は初より月日の順に正しく配列せられて來て、卷七十四は九月九日より年末に至る迄が宛てられて居るから、ここに引かれた如き二月又は八月に行はるべき釋奠の條がその間に介在する餘地は見出し難い。従つて反對に小野宮年中行事の第七十四といふに誤があるのであつて、或は第七十六あたりではないかと推せらるゝ理由もある。それは前にも述べた如く歳時部は月日の順に諸事項を述べて卷七十四の大饗に至つたけれど、それらはすべて一年一回の行事のものばかりであつて、春秋二回行はれるとか、一定の月日のないものなどは、これをその次の卷から纏めて記してゐるやうであつて、即ち卷七十五歳時部六は、告朔、二孟、旬宴などの四月十月に二回行はれるものとか、毎月行はるべきものなどが録せられてゐる。故に釋奠も亦二月八月に行はるべきものであるから、今は缺佚してゐる卷七十六歳時部七あたりの細目かと推せられないこともないのであるが、元より確かなことは分らない。

最後に江談抄第六長句事に、「類聚國史五十四」として「安康天皇三年云々」と書出し、書紀雄略天皇の即位前紀眉輪王が葛城圓大臣の宅に逃入り、大臣之をかくまひ、遂に天皇の軍を受けて圓大臣、坂合黑彦皇子、眉輪王の誅せられた記事、及び推古天皇三十四年紀の蘇我馬子大臣薨去の記事を載せてゐる。類聚國史卷五十四は現存の卷八部で美女、工女以下多産に至る婦人のことばかりが收められてゐて、江談抄引用の記事は見出されぬ。この江談抄の引用はかなり杜撰のやうであるから、餘りに信は措き難いが、かりに雄略天皇即位前紀の條と推古天皇三十四年紀の條とを共に類聚國史の同一の卷に存した續いての記事とすれば、その卷は或は大いなる大臣の薨去を集めた卷であつて、現存人部の中卷六一一が納言參議の薨卒、卷六十六が四位の卒去を集めてゐるのに相通するものかとも想像されよう。

以上第三の場合の例證に餘り多くを費し、然も何れも良好な結果の得難きを知つたが、畢竟缺佚した類聚國史の卷次篇目は以上の如き方法によつて之を推定するより外はないのである。今その得たる結果を下に記して見るが、纔に知られた部名も卷次との結合が不明な爲に役に立たず、止むなく別に一括して關係ありさうな所に置く程度のことしかできず、誠に齒痒く思はれる。勿論私の推究には誤謬脱漏も多からうから、あまねく博雅の是正を得たいと思ふのであるが、とにかく本篇では類聚國史の卷次篇目は此の如きものとして次の考究に進まうと思ふ。

類聚國史目錄

現存

神祇	一一五、八、一一九
帝王	二五、二八、三一、三六
後宮	四〇
人	五四、六一、六六
歲時	七一、七五
音樂	七七
賞宴	七七、七八
奉獻	七八
政理	七九、八〇、八三、八四、八六
刑法	八七、八九

推定

神祇	一一二〇
帝王	二一、三六
後宮	三七、四〇
人	四一、四四
歲時	四五、六九
音樂	七〇、七六
賞宴	七七、七八
奉獻	七八
政理	七九、八六
刑法	八七、九〇
	九一、九五

部名拾遺

賽

即位、禪位、荷前

皇后、誕皇子

釋奠

諸國四度使、時服

類聚國史に就いて

第二十一卷 第二號 二五三

職官	九九、一〇一、一〇七	職官	九六一—一〇七 <sup>八以上?</sup>	丞官、國司、郡司
文	一四七	文	一〇八 <sup>九以上?</sup> —一四四 <sup>五?</sup>	京都、年號、地名、國郡
田地	一五九	田地	一四五 <sup>六?</sup> —一四七	諸道學業
祥瑞	一六五	祥瑞	一四八—一五八	征討
災異	一七〇、一七一、一七三	災異	一五九—一六〇 <sup>一?</sup>	粟田、勸學田、賜田地
佛道	一七五—一八〇、一八二、一八七、一八九	佛道	一六一—一六四 <sup>二?</sup>	龜、白鹿
風俗	一九〇	風俗	一六五—一六六	修善撰災、佛法
殊俗	一九三、一九四、一九九	殊俗	一六七—一七三	任那
			一七四—一八九	
			一九〇	
			一九一—二〇〇	

二

類聚國史の撰者は菅原道真であること異論が無いが、只道真左遷後に撰修奏上せられた三代實録の文が類聚國史に載せられてゐることはいかに解すべきであらうか。通説に従つてその部分を後人の増

補とすれば類聚國史の撰者は獨り菅原道眞として安んじてゐることもできず、撰者の問題を一應検討する必要があるを思はしめられる。

類聚國史の道眞の撰であることを示した最も古い史料は、菅家文章卷五及び本朝文粹卷九に收められた道眞自身の文章であらう。即ち菅家文章では寛平五年に當る所に載せられた「早春觀賜宴宮人同賦催粧應製」の序に「聖主命小臣分類舊史之次、見有上月子日賜桑羹之宴云々」と見え、この舊史を分類せしむるといふのは、まづ類聚國史を撰せしむるの意に解して大過なきものであらう。勿論類聚國史の名が當時あつたか否かは不明であり、又その書が完成奏上せられたか否かも全く不明であるが、とにかく現在の類聚國史に相當するものを撰修すべきことを宇多天皇が道眞に命せられ、道眞はその業に従つたことだけは、これによつて知ることができる。

第二の史料は鎌倉の荏柄天神所藏の北野天神御傳である。この書の著作年代については既に星野博士の研究があり、道眞は延長元年に本官を追復し正二位を贈られ、正暦四年に左大臣正一位を贈られたのに、本書は「右大臣兼近衛大將贈正二位菅原卿者」と書出して、正一位左大臣等の贈官位に及ばないこと、並に道眞の長子高視は延喜十三年に卒し、其子文時は天慶五年對策及第したのに、此の傳には高視の卒去を記して文時の事に及ばないことなどによつて、「此傳ヲ作ル必ス朱雀帝ノ初世ニ在リテ其人菅公ト耳目相及ヒシモノナラン」というてゐられる。

史學雜誌四ノ一藤原保則傳菅原傳考

これは恐らく動かない説であ

つて、別に博士の擧げられなかつた他の徵證を拾うても亦大體にこれと合致する。即ちこの傳には道眞の門徒中、藤原道明、藤原扶幹、橘澄清、藤原邦基の皆納言に登つたことを記してゐるが、道明は延喜十一年、扶幹は承平三年、澄清は延喜二十一年、邦基は延長八年それぞれ中納言に任じてゐるから、この場合では承平三年以後の著とみなされる。又高視の長子在躬は類聚符宣抄卷九によれば、承平二年八月には式部大丞に居り、天慶九年九月には左少弁兼文章博士備後權守であるが、この傳には在躬の只秀才に擧げられて對策したことを記すのみであり、少くとも天慶九年前後に於ける彼の文章博士を知らないのである。これによつても傳の著作は承平元慶の間にあるものとせられ、畢竟道眞の薨後三十年程の時に作られたものとする事ができる。さてこの傳記に「寛平中奉勅修分疏國史百卷傳于世焉」の文が見える。分疏國史とは國史を分類したものの謂であらうし、寛平中勅を奉じるとは前述の菅家文章の詩序と相契ひ、ここに於いても道眞が宇多天皇の勅を奉じ類聚國史に相當するものを選したことを知ることができる。然もこの場合は進んでその卷數が百卷なること、世に傳はれること等の具體的な事實の知らるゝことは注意すべきである。

第三の史料は菅家御傳記である。これは道眞五代の孫陳經が嘉承元年十二月、菅家文章、後集、三代實錄、公卿補任、菅原本系帳、家記等に據つて編纂した道眞の傳記であるが、その寛平四年五月十日に係けて、「類聚國史奏上、先是道眞奉勅修撰、至是功成、史二百卷、目二卷、帝王系圖三卷、」と見

える。これは古來最も多く引かれた史料であるが、そこには前掲二史料の何等述べてゐない點が多々明白に記されてゐることが注意せられるのである。その第一は類聚國史の奏上が寛平四年五月十日であるといふこと、第二は史二百卷、目二卷、帝王系圖三卷より成るといふことである。併し不思議なことにはこの二つの事實の間にすでに一つの矛盾がある。それは寛平四年五月に奏上した類聚國史ならば、延喜元年八月に奏上した三代實錄の文を採録してゐるはずはない。然るに現今、類聚國史は三代實錄の文を載せ、しかも三代實錄の文のみによつて成る卷少くとも六卷以上を有しながら、全二百卷である。故に三代實錄の文を載せざる場合は、その卷數は當然もつと減少しなければならぬ。寛平四年五月において二百卷の國史を奏上したといふことは明かに矛盾であらうと思ふのである。尤も奏上の記事と、卷數の記事とは別々の材料から來てゐること、即ち前者は家記にでもあつたことであり、後者は陳經當時の類聚國史の現實の大きさであり、之を不用意に併せ記したと解すれば、この矛盾は解けるけれど、して見れば前者の記事は遙にその力を失ふことになるであらう。何れにしても菅家御傳記に於ける類聚國史奏上の記事は、古來よく用ゐられたもの、道眞に近き時代の信すべき史料には無いことであり、道眞の薨後二百餘年を過ぎた時其の子孫によつて始めて示された事實であるから、之を無條件に信用することは慎むべきであらうと思ふ。

以上聚類國史撰修に關する史料を見て來たが、菅家御傳記による寛平四年五月十日の類聚國史奏上

の事實が絶對的のものでないとすると、ここに三代實錄増補の問題も全く別な立場から見直すことが必要とならう。そこで私は問題を換へて一體類聚國史には三代實錄の文はいかやうに收められてゐるかを吟味しようと思ふ。凡そ一の書物における後人の増補はいかに原著者の意を汲んだ場合でも、どこかに増補者の我流があらはれ、増補の増補たる所以を察し易からしむる者であるから、本書においても若し三代實錄が後人の増補であれば、必ずやその部分には前五國史の載録と調子の合はぬ所、念の至らぬ所があらはれずには已むまいと信せられるのである。然も此の如き吟味の爲には類聚國史は甚だ都合好き書物である。何故なれば類聚國史の分類、記事の載録の仕方はかなり微妙な頭の働きによつてゐると察せらるる所多々あるのであつて、そのあらゆる微妙な點に迄増補者の頭腦が原著者に追隨し得たらうとは考へ難いからである。さて此の如き見地から類聚國史を眺めるに大體において三代實錄の文が後の増補である如き失態を示す所はない。左表に示す如く、現存卷から察せらるゝ範圍のみについて見ても、三代實錄の文のみより成る卷が六卷あり、又三代實錄の文のみより成る一卷中の細目の部が十八も算へらるゝが、それらの卷の立て方、部名の立て方に於いて前後と調子の合はぬ所は全く見當らない。

## 三代實錄の文のみより成る部分

## 1、一卷全部のもの

2、一卷中の一部のもの

卷 一〇	職官	六	叙位	六	起貞觀十九年正月盡仁和三年正月
卷 一〇〇	職官	五	叙位	五	起天安二年以後
卷 一七	神祇	一七	神位	五	起元慶元年以後
卷 一六	神祇	一六	神位	四	起貞觀八年三月盡同十八年八月
卷 一五	神祇	一五	神位	三	起貞觀元年正月盡二月
卷 一二	神祇	一二	祈禱	下	起貞觀十一年以後
卷 二八	帝王	八	天皇元服、太上天皇注諱		
卷 三三	帝王	一三	貢蘇、太上天皇凶服		
卷 七七	音樂	〃	琵琶		
卷 八〇	政理	二	材木法		
卷 八四	政理	六	交易物		
卷 一〇七	職官	一二	玄蕃寮		
卷 一五九	田地上	〃	官田、損田		

類聚國史に就いて

卷一六五 祥瑞上 〃 月

卷一七八 佛道 五〃 春秋御燈

卷一七九 佛道 六〃 諸宗階業

卷一八五 佛道 一二〃 阿闍梨、僧辭職

卷一八七 佛道 一四〃 戒牒、放逐僧

又一々の記事の書き方に於いて全體の約束は三代實錄の部分でも堅固に守られてゐる。たとへばその記事がその部内に於いて御一代の最初の記事である時、天皇の御稱號を掲げ、以下の記事では之を略する書き方、並に天皇の御稱號を出来るだけ漢風謚號又はそれに準ずる御追號によつて書き奉る仕方、或は又改元の年の年時を記すのに六國史の書法に従はず、嚴密に改元の時の前後によつて舊年號と新年號とを使ひ分ける書き方、これらは一見些細なこととせられ、不用意に扱はれ勝ちであつたかも知れない形式であるが、この點五國史の部分、三代實錄の部分決して體例の相違を示してはゐない。更に内容に立入つて記事の載録の仕方を比較して見るに、すべて六國史の一條の記事には種々の事項が含まれてゐて、之を分類する場合は、類聚國史の一つの部にのみ收めてそれで十分であることは少いのである。一つの行幸の記事に於いても、その中に奉獻の事もあり、賞賜の事もあり、又叙位の事も含まれてゐる。而して類聚國史には行幸、奉獻、賞賜、叙位、それぞれの部がある故、その一條の記事

事はそれらの各々に載録せられねばならぬやうに考へられる。事實類聚國史は此の如き場合屢々兩部にその同一記事を掲げるが、併しあらゆる場合にかうした重出が行はれるのではない。そこには自ら約束があつて、重出する場合、せざる場合が別たれてゐると察せらるゝのである。たとへば奉獻、賞賜等に關する記事は他部に載せ得べきものは成るべく之を他部に載せることにし、(行幸に關しての奉獻ならば行幸部に載せる如く) 全く他部に關係せず、外に載せられないものにして始めてこれらの部に載せることに、大體定まつてゐると觀取される。或は又叙位に關しては職官部に叙位の部があり、ここには叙位の記事は外の部に關係あることでも大體に洩さず載録せられてゐる如くである。然るにこれに對して明かな例外の認められるのは、國造、禰宜、祝及び俘囚の叙位はそれぞれの部、即ち神祇部の國造、禰宜、祝の部、風俗部の俘囚の部に載せられて、職官部の叙位には全く收められてゐないといふことである。次には帝王部内の山陵の部であるが、ここにも山陵に關することはすべて收録せられてゐるわけではない。單なる山陵への奉幣といふ如き記事は餘り載せられず、山陵そのものに實質的に深い關係ある記事といふやうなもののみが見られる。山陵の木を伐つたとか山陵に穢があつたとかによつて祟を謝する奉幣であれば山陵部に載せられてゐるが、山陵に直接關しないたとへば人變地異などによつてする山陵奉幣の記事は、たとひその文前者と甚だ酷似してゐても、山陵部には載せられず、神祇部の祈禱部に收められてゐる。

以上は類聚國史の記事の載録にかなり微妙な約束の見られることの一端であるが、これらの點に於いても三代實録の部分は全く他の部分と同様であるといふことができる。かうした事實は後世の増補者のよく誤なく遂行し得た所であらうか。私は原著者に非ずして果して何人がこれらの點に想到實行し得たかを疑ふのである。

かくて或は獨斷の謗を免れぬかも知れないが、とにかく私は現存類聚國史の卷々において三代實録の文の收められてゐる有様を見て、三代實録の部分が後世の増補に成つたとする説を認めることができない。然らば道眞はいかにして三代實録をここに編入することができたか、菅家御傳記の寛平四年五月奏上はいかに改めらるべきであるか、私はここに類聚國史撰述に關する私見を要約しようと思ふ。

思ふに寛平年間宇多天皇は道眞に對し舊史を分類するの詔を下し給うたのであらう。而して道眞は拮据之に従事したのであらう。併しその頃宇多天皇は別に三代實録撰修の事を詔せられ、道眞亦その撰者に加はつたのであるから、道眞はその編纂中の若しくは編纂を終へたかも知れない舊史の分類中に、やがて撰せらるべき三代實録をも編入せんとする志を起したであらう。これは學者として當然の態度である。而して三代實録の撰修は日に進み、道眞はその撰修中より逐次その文を分類舊史の中に編入してゐたのではなからうか。事略々濟んで三代實録の完成奏上も間近く、従つて類聚國史の奏上も近づいた時、延喜元年突如かの事件は起つて道眞は筑紫に左遷せられたのではなからうか。かくて

三代實錄は他の撰者によつて間もなく奏上せられたけれども、道眞一人の撰すべき類聚國史は遂に完成奏上するの時を逸したのではあるまいか。奏進の序文の傳はらないこと、書名の初め定まらなかつたらしいことは、この事情から説明することができ、又その書が比較的早く世に弘まり人に引用せられてゐる事情も、むしろ奏上せられて宮中の祕庫に藏められなかつたことに基づくとも考へられるのではあるまいか。菅家御傳記の寛平四年五月十日奏上の記事は、寛平四年五月一日三代實錄撰修の詔の下つた時と混同された傳説ではあるまいか。又北野天神御傳に分疏國史百卷とあるのは、三代實錄増補前の書が百卷であつたとも解せられるが、さすれば分量に於いて三代實錄の記事が他の五國史の記事と大體匹敵することにならねばならず、それは事實考へられないことであり、これはやはり二百の二を脱したものと見るべきであらう。又一旦勅を奉つて撰修に當つた書を遂に奏上しないのは疑はしいやうでもあるが、道眞は別に治要策苑なる類書を編せんとして預め序を製し乍ら撰修を成さなかつたといふ例も菅家文章卷七に見えるから、全然あり得ざることともなし難いであらう。

### 三

次には類聚國史の藍本を考へたい。道眞は國史を分類すべき詔を奉つた時、必ずやその方法について前出の書物を參考にする所があつたであらう。又たとひ意識的に參考としないにしても、暗々裡にそれに對する考を定めるに力あつたものとして、これに關係ある書物の存在したことを認めねばなら

ぬ。此の如き書物として、まづ日本のものでは、本朝法家文書目録の雜部及び本朝書籍目録の政要部に載せられた官曹事類以下の書物が考へられる。官曹事類は續日本紀の雜例であるといはれ、續日本紀に載せるに違はなかつた零碎の事を延暦二十二年に集め記したものであるが、その集録の仕方は「以類相附、令易披尋」にあつたのであつて、即ち全三十卷を神事部、齋王部、佛寺部等の七十三部に分ち收めたものである。類聚國史とは記事の性質は異つては居れ、等しく國史に關係があり、且つ當時相當に重要視せられた書物でもあるから、まづこの書物の類聚國史への影響を思はざるを得ない。その部名の高僧部、國郡部、賞賜部、献物部、國造物、祥瑞部、牒式部、禁制部、刑法部などがそのまま類聚國史大小の部名に見出されるのも偶然ではあるまい。又その神事部が卷第一を占めてゐることも、類聚國史神祇部の位置を考へる際に一顧する必要があるであらう。續日本紀に於ける官曹事類に相當するものとして、日本後記に於いては天長格抄が撰せられた。その卷數も三十卷、分類の目も殆ど同様である。この外にも記事の性質は不明であるが、やはり年月に係けられた記事の類聚として、事抄九卷自延暦廿三年  
盡弘仁二年、次事抄五卷自弘仁三年  
盡天長元年、新抄五卷自天長二年  
十五年六月十二日  
盡承和、續新抄五卷自嘉祥元年  
盡貞觀三年などの書物のあつたことが兩目録に見えてゐる。これらは類聚國史の撰者に對し色々の點で影響を與へたものであつたらうと思はれる。尙私はこれらの書物が國史を分類すべき詔を奉つた所の道眞に及ぼすべき影響を考へた。事實國史を分類すべきことは宇多天皇の叡慮に出でて畏い極みであるが、以上の如き書物

の代々撰せられてゐたことに鑑みれば、さうした叡慮のよつて起つた所以のものも亦自ら拜察せらるる所があり、類聚國史といふやうな書物の出現すべく時勢の進んでゐた事情もうかゞはれるやうに思はれる。

次には漢籍である。道眞の披閲し得たであらう支那の歴史の中に類聚國史の如きものが存したか否か寡聞にして私は知らない。隋の王劭の隋書八十卷は編年紀傳にあらず、類を以て相從へ、其の題目を成したものといはれるから、形式は或は類聚國史に通ずる所あるかとも察せられるが、多く口勅を録し、又迂怪不經の語、委巷の言を採つたといはれ、隋書卷六十九 王劭列傳類聚國史とは稍性質が異なるやうであり、又それが我が國に傳はつて道眞の寓目する所となつたか否かを知らない。只私は漢籍としてはいはゆる類書の影響を考へたいと思ふ。新舊唐書の志によつても唐代に多數の類書のあつたことが知られるが、その我が國に傳はつたものを現在書目によつて見ても、徐勉の華林遍略六百二十卷、祖孝徵の修文殿御覽三百六十卷、劉孝標の類苑百二十卷、歐陽詢等の藝文類聚一百卷、張楚金の翰苑三十卷、徐堅の初學記三十卷などを算へることができる。而して又これらの影響を蒙つて我が國に於いても平安時代に入つては俄に類書の編纂が始まり、滋野真主の祕府略一千卷、大江音人の群籍要覽四十卷、菅原是善の會文類集七十卷等が撰せられ、道眞自身も先に述べた如く治要策苑なる類書を貞觀十五年に於いて編纂する心組を有した如き状態であるから、道眞が支那の類書をよく理解して居り、その知識

が類聚國史撰述の上に役立つたであらうことは之を十分に察し得る。道眞が「書齋記」の中に「學問之道抄出爲宗」というてゐるのを見ても、類書の編纂に、又類聚國史の編纂に迄至るべく、道眞の學問の準備せられてゐたことが察せられる。さて支那の類書が類聚國史に實際にどういふ影響を與へたかを悉く擧げることが困難であらうが、その分類項目の名稱、載録の手法などへの影響は容易に見られる。たとへば類聚國史に於いて歲時部と題して恒例の年中行事を擧げる仕方は、藝文類聚、初學記これを同じくしてゐることであり、職官部と題して逐次諸官職を列擧するも兩書同じくしてゐることであり、類聚國史の帝王部、後宮部、、人部の順序には、藝文類聚に於ける帝王部、后妃部、儲宮部、人部の順序が考へられるし、又類聚國史が同事重出の場合、分注として「器具某々部」とする書法はそのまゝ、藝文類聚に於いても見出される仕方に外ならない。

## 四

類聚國史には此の如くその參考となつた諸書が考へられるけれど、それ故に類聚國史の獨自なる性質が害されるのではない。撰者道眞の獨自の識見は本書の隨所に見ることができるのであつて、私はその二三を類聚國史の特質として次に擧げて見ようと思ふ。

第一はすでに先輩の方々も論せられた如く篇目の次第である。最初に神祇部を置いたことは先にも述べた如く官曹事類以下の書にあることであり、又實は大寶令、養老令、三代の格式に於いても然る

ことであつて、これは必ずしも本書独自の性質として喧傳せらるべきことではないであらう。只その細目として神祇部第一第二を神代上下として書紀の神代卷をそのまゝ擧げ、ここにのみ類聚の形式を採らなかつたことは、道眞のすぐれたる見識であり、書紀神代卷に對する見方の正鵠なるを示すものである。次に官曹事類、天長格抄は神事部、齋王部の次に佛寺部を置いてゐる。而してこれには恐らく大寶養老の令の篇目が神祇令、僧尼令と續いてゐる次第が影響してゐるのであらう。然るに類聚國史は佛道部を遙か下に降して卷百七十四以下に置き、初の神祇部に續くものは帝王部である。神祇帝王と續く次第は當然のことではあるが、前述の官曹事類以下の次第及び藝文類聚、初學記などが天部、歲時部、地部、州郡部を擧げた後に初めて帝王部を置く仕方を見れば、これも本書の特質であり、撰者の國體に對する正しき認識を示すものとすべきであらう。又卷八十七以下の刑法部に於いては、その一に斷例、定配流遠近、斷罪、配流などを擧げて普通の罪人の事を記し乍ら、卷八十八以下の三卷は特に「罪人」の上中下と題して、その上には武埴安彦、出雲振根以下大津皇子に至る十八人、その中には橘奈良麿、藤原押勝などを記してゐる。この中は卷首を缺き、下は全く缺佚してゐるから、全體は分らないが、以上によつて察しても、ここに擧げられた罪人は只の罪人でなく、いはゆる國家を危くせんことを謀つた八虐の第一謀反の罪に當る者ばかりであることは明かである。即ちこれらの罪人を他の罪人と區別して特に罪人の部を設け、然もその細部の名として一々の人の名前を擧げ、極めて之

を見易からしめてゐることは、蓋し撰者の意のある所であつて、千載の下これらの人を恥しめ誠を將來に残さんとするものではあるまいか。そして類聚國史が單に舊史の機械的な分類たるに止まらず、又政務の参考書たるに止まらず、實は高邁な理想を盛つた、かの亂臣賊子を懼れしめる底のすぐれた史書の一つでもあることが、ここに至つて察せられるのではあるまいか。

特質の第二は天皇の御稱號について見られる。先にもいうた如く本書は御一代の最初の記事の年月の前に必ずその天皇の御稱號を掲げる例になつてゐるが、その御稱號の書法は舊史のそれに従つてゐない。即ち之を漢風謚號又はこれに準ずる御追號によつて記し奉るのであつて、此の如きは勿論舊史の書法ではない。日本書紀に元來漢風謚號の書せられなかつたことはいふに及ばず、續日本紀も日本後紀も原則としては國風謚を記し奉つて居り、三代實錄は清和天皇を太上天皇、陽成天皇を後太上天皇と稱へ奉つて居り、漢風謚を初から記し奉つたのは、續日本後紀の仁明天皇、文德實錄の文德天皇、三代實錄の光孝天皇であると拜せられる。道眞はこの舊史の種々なる書法に對し、類聚國史に書し奉るには一に漢風謚號及びそれに準ずる御追號を以てするといふ方針を執つたのである。思ふに道眞の時代には漢風謚號も相當に行はれてゐたであらうから、道眞のこの書法は必ずしも珍しきものではない。併し或は漢風謚で、或は都の名で、或は御陵の名で等色々に申上げてゐることの多かつた此の頃に於いて神武天皇より光孝天皇迄の御歴代に通じて、舊史に泥まず、かうした一定の御稱號を用ゐ奉つ

たといふことは、歴史編纂者としての一つの見識であり、又類聚國史の獨自なる性質の一つであり、後世に對しても重大な意義を持つたことではなかつたかと察せられるのである。

第三の特質は改元の年に於ける年號の取扱方である。改元の年の年號の記し方は今日我々も困難とする問題であるが、六國史に於いては原則として新年號の元年の下にその一年を記すことにしてゐる。而してこれは恐らく支那史籍の書法に據つたものらしく、大體に支那の史書も改元の年は新年號の元年として記してゐるやうである。然るに類聚國史はこの舊史の書法に従はない。改元の日を以て嚴密に境し、その以前は舊年號の終の年を以て、その以後は新年號の元年を以て記す。勿論これに多少の例外はある。併し以上の原則の存在は確かである。さて一々改元の月を考へてその前後に年號を使分けることはかなり面倒なことであつて、舊史の機械的な分類を以て足れりとする人の想到し得る所ではない。一つの獨自なる歴史を撰ずることの矜持を持つた人にして、然も改元の意義を理解したる人にして初めてこの嚴密なる年時の書法は生れて來るのであらう。(註二)

これに關聯して天皇の御代に就いても類聚國史は極めて嚴格な書法を採つてゐることが見遁せない。一體六國史は天皇の御即位に卷を始め、崩御又は御讓位に至つて卷を終へ、天皇の御一代を中心に叙すること勿論であるが、色々の事情によつてその區別の明かに行かない場合が無いではない。たとへば桓武天皇は大同元年三月辛巳<sup>日十七</sup>崩後せられるが、日本後紀はこの年五月己卯までの記事を同

じ卷中に記して次の平城天皇の卷は大同元年五月辛巳の天皇の即位より始める。併し類聚國史は大同元年三月戊子<sup>廿四</sup> 同癸巳<sup>廿九</sup> 同四月丙午等の記事をすべて平城天皇の下に記して、桓武天皇の下に出さない。續日本紀の稱徳天皇、光仁天皇の御間にも亦かういふ例が見られる。これらの點も撰者の見識を見るべき所であつて、道眞がいかによく舊史を咀嚼批判してゐるかを示すのである。

類聚國史の特質を論じて、私は今や類聚國史がよく六國史を咀嚼批判してその弱點を矯正した獨自の歴史であることの結論に到達した。然も私はここに本書は舊史の分類たる意味に於いては又實に忠實な書物であることをつけ加へねばならぬ。既に編纂の手法に於いて舊史の弱點を知悉し屢々之を矯正した編者は、その才の進る所又自ら舊史の本文に對しても何等かの造作を施したくなるのが人情ではあるまいか。或は文章字句を改竄するとか、或は編者の按文を加へるとかは之である。又そこ迄に至らずとも、一體に古書における他書の引用は暢氣なものであつて、或は斷りもなく多くを省略し、或は恣に字句を改めたりするのが普通である。然るに類聚國史に於いては、舊史の記事を採ること極めて嚴格である。故意の字句の改竄は全くなく、まして編者の按文などは全卷何處にも見られない。省略の場合は原則として云々として之を示し、必要ある場合は同じ記事を十回以上も一字の省略もなく載せる程の正直さを示して居る。今日類聚國史が六國史の缺を補ひ、その誤を正す效用は、實にこの舊史の記事の正直なる採録に基づくのであつて、これが天皇の御稱號や年號などの書法に於いては

全く舊史を無視して獨自の手腕を振つた同じ人のなした所であることは、むしろ不思議な位である。併し道眞はその撰すべき書物の使命を忘れたのではないのである。その創意を施すべき限界も亦十分に了解してゐたのである。舊史の分類は顯聚國史の根本の使命である。而してそれは舊史の記事の忠實なる載録によつてのみ達成せられるであらう。即ち類聚國史はこの根本の使命を完全に遂行し、上來述べ來つた獨自の歴史たる特質はこの使命の遂行には何等拘りない場所に於いて示されてゐるのである。そしてこの一事こそは類聚國史の最も根本的な特質として、特に我々の留意に値する所であらうと思ふのである。

類聚國史については尙ほ述ぶべき所が多々あり、又上述した事についても遺漏の點の少からぬを思ふけれど、餘りの冗長を慮つてここに筆を擱く。恐らく數多く見出されるであらう本稿中の誤謬や、失考やは、幸に博雅君子の御指摘を受けて之を將來に是正したいと思ふ。尙ほ最後に本稿の成る、恩師黑板勝美先生の直接間接の御示唆を蒙ることの多きを記し、深き感謝の意を捧げる。

(昭和十一年十一月二十四日講演)

註一 類聚符宣抄六には延喜十四年九月十日勘解由使が交替式修撰の材料として外記曹司にある官曹事類の貸與を請うたことが見え、西宮記に挙げられた「奉公輩可設備文書」中「政理事」の條には、群書治要、貞觀政要、諸司式、三代格などと共に官曹事類の名が見え、當時相當に重視せられたことが察せられる。

註二 尙ほこれに對しては、六國史の如き編年の史籍では新年號を改元の年の初に立てるのは止むを得ない書法であつて、類聚國

史の如き月日で獨立した記事を掲げる場合は舊年號を冠するのは當然であるとも考へられる。併し私はその疑の故に、國史中に引用した年時、多く人の傳記に於いて何年に何の位を授けられ、何の官に任じたとある、その年の書法を調べ、別にその叙任の正しき月日を各本史に就いて求め、改元の年で正確には舊年號で稱すべきを新年號を溯らせて用ゐた場合が存したか否かを吟味した所、その結果は文德實錄では正しく舊年號を用ゐたもの十九例に對して、新年號を溯らせたもの十一例を得た。この計算は元より正確とはいへないが、一般の書法に於いても改元の年は新年號を以てする仕方が相當に行はれてゐたことを知る一助とはなる。